

異常気象時の対応について（1）

台風時における児童の登下校について

1 一宮市に**暴風警報**が発表されている場合。

	給食中止を連絡した場合 (前日までに文書にて保護者に連絡する)	給食中止の連絡をしなかった場合
① 午前6時より前に 暴風警報が解除	<u>弁当を持参の上</u> 、平常どおり授業を行う	平常どおり授業を行う <u>(給食あり)</u>
② 午前6時以後 午前8時30分までに 暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始める <u>弁当を持参の上</u> 、午後も授業を行う	2時間を経てから授業を始める 授業は午前中 <u>(給食なし)</u>
③ 8時30分以後 午前11時00分までに 暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始める <u>弁当を持参の上</u> 、午後も授業を行う (状況に応じて、家庭で昼食をとってから登校してもよい)	授業は行わない (休校)
④ 午前11時00分以後 に暴風警報が解除	授業は行わない (休校)	

※ 暴風警報が発令される可能性が高いと予想されるときは、事前に給食の中止を決定する場合があります。この場合は、文書と携帯 E メールとで保護者に連絡をします。

2 登校後に、当地方に暴風警報が発令された場合

暴風警報発令の気象状況により、全児童を安全に帰宅させることができると判断した場合には、授業を中止して下校（**緊急下校**）させます。

※1 暴風警報が発令されなくても、登校見合わせや下校繰り上げ等、学校から緊急連絡をする場合があります。この場合は、携帯 E メールおよび PTA 校外指導委員さんを通じて、事前に緊急連絡網で連絡を流します。

教職員が集合場所まで付き添い下校をします。保護者の方もできる限りお迎えの協力をお願いします。

※2 緊急下校の場合、安全のため、気象状況により傘を使うことをやめさせたり、ランドセルや帽子、その他用具を学校に残して下校させる場合があります。

※3 通学路の通行が危険と認められる場合や、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合には、危険がなくなるまで、学校に待機させます。学校での待機が長くなるような場合は、家庭と連絡をとり適切な処置をとります。

3 その他 (1) 1の①から③の場合でも、強風や道路の冠水等で登校が危険と判断される場合は登校を見合わせ、安全確認してから登校させてください。

(2) 台風接近時には、児童を戸外に出さないでください。

(3) 台風通過後、児童が切れた電線にさわったり、危険なところに近寄ったりしないように注意をさせてください。

異常気象時の対応について（2）

暴風雪警報発令時における児童の登下校について

1 一宮市に**暴風雪警報**が発表されている場合。

	給食中止を連絡した場合 (前日までに文書にて保護者に連絡する)	給食中止の連絡をしなかった場合
② 午前6時より前に暴風警報が解除	<u>弁当を持参の上</u> 、平常どおり授業を行う	平常どおり授業を行う <u>(給食あり)</u>
② 午前6時以後 午前8時30分までに暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始める <u>弁当を持参の上</u> 、午後も授業を行う	2時間を経てから授業を始める 授業は午前中 <u>(給食なし)</u>
④ 8時30分以後 午前11時00分までに暴風警報が解除	2時間を経てから授業を始める <u>弁当を持参の上</u> 、午後も授業を行う (状況に応じて、家庭で昼食をとってから登校してもよい)	授業は行わない (休校)
④ 午前11時00分以後に暴風警報が解除	授業は行わない (休校)	

- ※1 台風時の暴風警報の時と同じです。大雪警報の場合とは対応が異なります。
- ※2 暴風雪警報が発令される可能性が高いと予想されるときは、事前に給食の中止を決定する場合があります。特別の場合は、文書と携帯 E メールとで連絡をします。

2 登校後に、当地方に**暴風雪警報**が発令された場合

暴風警報発令の気象状況により、全児童を安全に帰宅させることができると判断した場合には、授業を中止して下校 (**緊急下校**) させます。

- ※1 暴風雪警報が発令されなくても、登校見合わせや下校繰り上げ等、学校から緊急連絡をする場合があります。この場合は、携帯 E メールおよび PTA 校外指導委員さんを通じて、事前に緊急連絡網で連絡を流します。
教職員が集合場所まで付き添い下校をします。保護者の方もできる限りお迎えの協力をお願いします。
- ※2 緊急下校の場合、安全のため、気象状況により傘を使うことをやめさせたり、ランドセルや帽子、その他用具を学校に残して下校させる場合があります。
- ※3 通学路の通行が危険と認められる場合や、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合には、危険がなくなるまで、学校に待機させます。学校での待機が長くなるような場合は、家庭と連絡をとり適切な処置をとります。

- 3 その他
- (1) 気象状況や通学路の状況により危険と思われるときは、通学団ごとにしばらく登校を見合わせ、安全を確認してから登校させてください。この場合、PTA校外委員さんは、地区の状況を学校へご連絡ください。
 - (2) 降雪時には、児童を戸外に出さないでください。
 - (3) 雪がやんでからも、危険なところに近寄らないように注意をさせてください。

異常気象時の対応について (3)



大雨・洪水・大雪・雷雨警報の場合の登下校について

1 登校前に発令された場合

(1) 学校から連絡のない場合 ⇨ 平常授業

気象状況や通学路の状況により、安全に登校できるかどうか各家庭で判断し、登校させてください。危険であると判断された場合は登校を見合わせ、安全を確認してから登校させてください。

登校を見合わせる場合、PTA校外指導委員さんは地区の状況を学校へご連絡ください。

(2) 学校から緊急連絡のある場合 ⇨ 携帯Eメール、緊急連絡網

気象状況や通学路の状況から、休校、安全を確保するまで自宅待機、始業時刻の繰り下げの判断をした場合は、携帯EメールおよびPTA校外指導委員さんを通じ緊急連絡網でお知らせします。

2 登校後に発令された場合

- 気象状況や通学路の状況から、授業を続けるか下校させるか判断します。(二中学校区の学校で連絡を取り合います。)
- **緊急下校させる場合は**、台風の場合と同じです。
 - ・ 事前に携帯Eメール、PTA校外指導委員さんを通じて緊急連絡網でお知らせします。
 - ・ 教職員が集合場所まで付き添い下校をします。保護者の方もできるだけお迎えの協力をお願いします。
- 下校が危険と判断される場合は、危険がなくなるまでが学校に待機させます。学校での待機が長くなるような場合には、各家庭と連絡を取るとともに、適切な処置をとります。

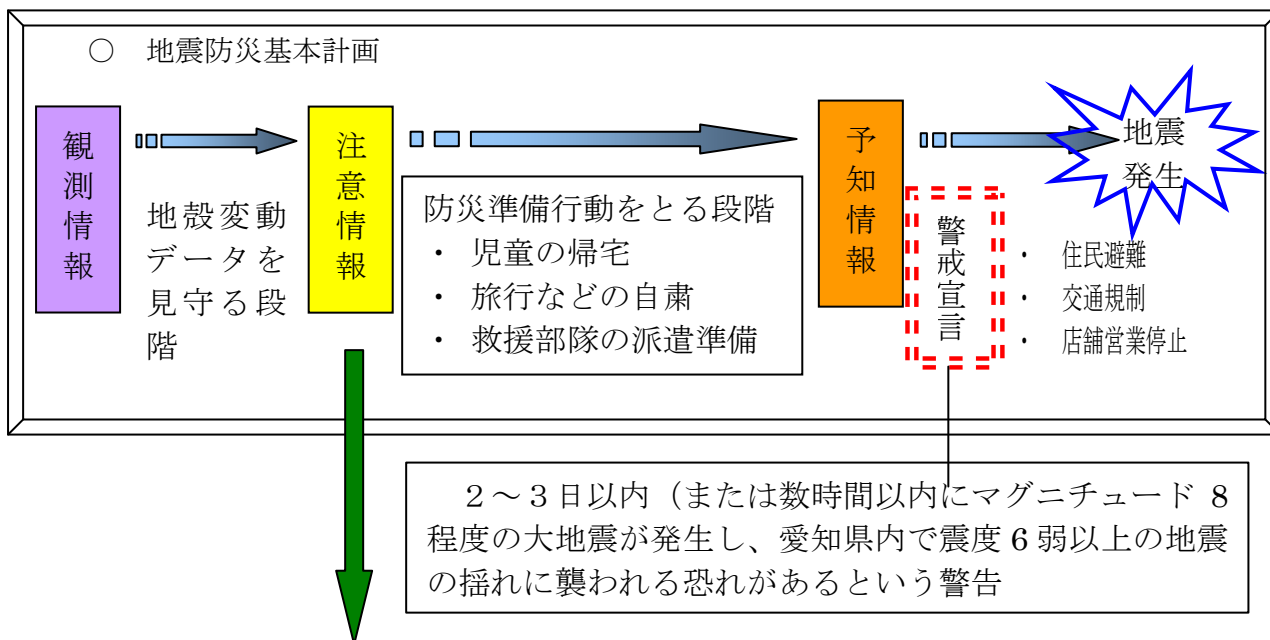
大規模地震が起きた場合の対応について

- <学校では> ①教師の指示で机の下にもぐるなど、自分の身体を守る。(第一次避難行動)
②揺れが収まったら、指示により運動場または体育館へ避難する。(第二次避難行動)

- 状況により、**引き渡し下校**を行います。(東海地震注意報の場合と同じです)
- 引き渡し下校では、あらかじめ報告いただいている人に児童を引き渡します。
- 学校からの電話連絡(通学団の緊急連絡網)は原則として行いません。携帯Eメールによる連絡は行いますが、混雑のため伝わらない可能性があります。情報をキャッチしたらできるだけ速やかに児童のお迎えをお願いします。
- 自動車でのお迎えはおやめください。

異常気象時の対応について (4)

東海地震注意情報が出された場合の対応について



このことを受けて、本校では、**東海地震注意情報**が出された場合、児童の安全を確保するため、下記のように対応します。

- 1 **登校前に東海地震注意情報が出された場合**
 - 異常が地震の前触れでないと判定される**(注意情報解除)まで休校**にします。
 - 注意情報解除後は、校長の登校指示があるまで、自宅待機とします。
状況によりますが、登校指示は台風時(暴風警報解除後)の対応に準じます
- 2 **登校後に東海地震注意情報が出された場合**

注意情報が出ると、**ただちに授業を打ち切り**ます。

 - 学校からの電話連絡(通学団の緊急連絡網)は原則として行いません。携帯Eメールによる連絡を行いますが、混雑のため伝わらない可能性があります。報道で注意情報をキャッチしたら、できる限り速やかに児童のお迎えをお願いします。自動車でのお迎えはおやめください。
 - ＜学校では＞
 - 地震情報を全校児童に知らせ、下校の準備に入ります。
 - 体育館または運動場へ避難します。(避難行動)
 - 迎えの保護者等への**引き渡し下校**をします。
 - 保護者の迎えが遅れる児童は、迎えが来るまで学校で待機させます。
- 3 **登下校中に東海地震注意情報が出された場合**
 - ＜登校時＞
 - 集合場所で発令を知った場合は、自宅へ引き返します。
 - 発令を知らずに登校した場合は、避難行動をとり保護者の迎えを待ちます。
 - ＜下校時＞
 - 教職員が出向き、自宅へ安全に帰ることができるよう指示や引率をします。
 - すでに自宅近くへ帰っている場合は、自宅へ帰ります。